

市道認定施行細則

(令和2年8月6日)

(目的)

第1条 この施行細則は、市道認定基準（以下「基準」という。）の施行について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この施行細則において使用する用語の意義は、基準で使用する用語の例による。（認定申請）

第3条 対象道路を市道として認定するよう申請する者は、事前に市による現地調査が実施された後、基準に適合した道路について、市道路線認定申請書（以下「申請書」という。）を提出することとする。

2 申請書の様式、添付書類その他必要な事項は、別に定める。

(取扱)

第4条 対象道路及び対象道路が接続する道路は、自動車の通行が可能でなければならない。ただし、自転車専用道路等を除く。

2 基準第3条第3項第2号において、対象道路が接続する農道等又は市有道路等は、4.0メートル以上の幅員があり、路面が舗装され、かつ自動車の通行が可能な公道あるいは自転車専用道路等に接続していなければならない。

3 岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例に基づいて築造された道路で、路線の少なくとも一端が公道に接続している道路及びその枝線については、基準第3条第3項第7号の道路に該当するものとする。

4 基準第4条第1号について、1年以上にわたり一般交通の用に供されているものとは、対象道路に2戸以上の自己用住宅の出入口が面して居住を開始してから申請書提出時点までに1年以上経過しているもののことをいう。

5 基準第4条第2号について、1年以上にわたり一般交通の用に供されているものとは、対象道路に5戸以上の自己用住宅の出入口が面して居住を開始してから申請書提出時点までに1年以上経過しているもののことをいう。

6 市街化区域外において、対象道路に出入口が面した自己用住宅が2戸以上5戸未満であって、対象道路に面した土地が全て自己用住宅敷地として利用されており、かつ1年以上にわたり一般交通の用に供されている場合は、基準第4条のただし書きが適用できるものとする。

7 基準第5条第4号について、指定の際の幅員、すみ切り及び転回広場（設置が必要な場合）等の構造を備えていない場合であっても、代替として同等以上の構造を備えている道路は、同条のただし書きが適用できるものとする。

- 8 基準第5条第5号について、適用する技術基準は、対象道路の築造時における開発道路又は位置指定道路のものとする。
- 9 岡山市都市計画区域外の開発事業の調整に関する条例に基づいて築造された道路については、基準第5条第5号の規定に関わらず、市と協議した構造を備えていることとする。
- 10 対象道路について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基準第6条のただし書きが適用できるものとする。
 - (1) 基準第3条第2項第2号に該当する道路である場合。
 - (2) 基準第6条第1号について、排水が公共用地を経由しない場合で、地上権設定、地役権設定又は使用貸借契約等により権原を取得した場合。
 - (3) 基準第6条第1号について、基準第3条第2項第4号に該当する道路において、地形の状況等により排水施設の設置が困難な場合で、排水の流下先の権利者の承諾が得られた場合。
 - (4) 基準第6条第2号について、昭和52年12月31日以前に築造された道路である場合。
- 11 対象道路について、次の各号のいずれかに該当する場合は、基準第7条のただし書きが適用できるものとする。
 - (1) 基準第3条第2項第2号に該当する道路である場合。
 - (2) 基準第7条第1号について、地上権設定又は使用貸借契約等により権原が確保される場合。
 - (3) 基準第7条第2号について、公共下水道の施設存置に係る地上権で、地上権者が岡山市である場合、又は高圧電線等の施設存置に係る地役権で、当該施設が道路法第32条の道路占用許可基準を満たす施設であって、地役権者が電気事業者である場合。
 - (4) 基準第7条第3号について、道路敷地が排水用地であって、地目が用悪水路である場合。
 - (5) 基準第7条第3号について、市が権原を有している道路、占用許可を取得している道路又は国県用地の使用協議が整っている道路である場合。
- 12 基準附則第2項について、申請手続きを完了したものとは、第3条に基づいて申請書及び添付書類が不備なく提出され、市が受理したものをいう。

附 則

この施行細則は、昭和50年9月1日から施行する。

この施行細則は、昭和52年8月8日から施行する。

この施行細則は、昭和53年12月1日から施行する。

この施行細則は、昭和54年8月15日から施行する。

この施行細則は、昭和61年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この施行細則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この施行細則は、平成25年9月21日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この施行細則は、施行日以後に申請受付をするものについて適用し、施行日前に申請手続を完了したものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この施行細則は、令和2年8月14日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この施行細則は、施行日以後に申請受付をするものについて適用し、施行日前に申請手続を完了したものについては、なお従前の例による。